

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 <u>                    </u> 内閣府
対象税目	<span style="border: 1px solid black;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（徴収規定）</span>	
要望項目名	被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する制度。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>支援金について、半壊世帯の一部についても支給対象とする方向で検討しており、当該半壊世帯の一部に支給される支援金についても、所得税及び個人住民税を課さないこととする非課税措置等を講じる。</p>	
<span style="border: 1px solid black;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black;">・ 被災者生活再建支援法第 20 条の 2、第 21 条</span>	
減収見込額	[初年度]      —      (      —      )      [平年度]      —      (      —      ) [改正増減収額]      —      (      —      )      (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するために支給されるものであり、このような趣旨に鑑みて、当該支援金については、所得税、個人住民税を課さないこと及び差押え等はできないこととする必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【内閣府本府政策体系】10. 防災 10. 防災に関する施策の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定） 第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり （7）暮らしの安全・安心 ①防災・減災と国土強靱化 被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するために支給されるものである。引き続き、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興のために、非課税措置等の拡充を行うことが不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 10 年の被災者生活再建支援制度創設時において、支援金の公課の禁止について認められており、平成 16 年及び平成 19 年の改正後も引き続き認められている。 また、平成 23 年の「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」により被災者生活再建支援金の差押え等の禁止が認められている。